

# 誓約書

私は、金属くず営業条例第4条第1号から第7号に掲げられている次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 金属くず営業条例第31条に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 3 刑法第235条から第241条まで若しくは第256条に規定する罪を犯して拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から6月を経過しない者
- 4 住居の定まらない者
- 5 金属くず営業条例第21条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
- 6 古物営業法第24条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から6月を経過しない者
- 7 精神機能の障害により金属くず商の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

住所

氏名